

埼玉県行田浄水場工事請負等業者選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、埼玉県行田浄水場が施行する建設工事の請負、委託及び物品調達等（以下「行田浄水場工事等」という。）の業者の適正な選定及び入札・契約事務等の適正な執行を行うため、必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業者の適正な選定及び入札・契約事務等を行うため、行田浄水場に埼玉県行田浄水場工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会が所掌する行田浄水場工事等は、次のとおりとする。

(1) 埼玉県公営企業財務規程（以下「財務規程」という。）別表第7の2に定める場長決裁のうち予定価格が財務規程第137条の2に定める額を超える建設工事の請負、委託（建設工事に係る設計、調査及び測量の委託、その他の委託）、物品の調達、印刷の請負

(2) その他委員長が審議を必要と認めた行田浄水場工事等

2 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

(1) 一般競争入札に係る入札に参加する者に必要な資格

(2) 指名競争入札に係る指名業者の選定

(3) 行田浄水場工事等の随意契約（埼玉県公営企業財務規程別表第7の2の「様式の区分」欄の支出負担行為兼支出命令書に区分されているものを除く。）の見積書徴収に関すること。

(4) 低入札価格調査の審議

(5) 談合情報等対応の審議

(6) その他委員長が審議を必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

委員長 場長

副委員長 副場長の職にある者のうち場長が指定するもの

委員 副場長（副委員長を除く。）、部長及び担当部長

(運営)

第5条 委員長は、会務を総理し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

- 2 委員会は、委員長が招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(関係職員の出席)

第6条 委員会は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(内申等)

第7条 第3条各号に規定する事項の提案(以下「内申等」という。)は、その行田浄水場工事等を所管する委員(以下「内申者」という。)が次の各号の中からその内申等に必要な資料により行うものとする。

- (1) 一般競争入札の公告文(案)
- (2) 埼玉県業者情報管理システムによる指名選定資料(内申書)
- (3) 入札参加者等の選定理由を記載した資料
- (4) 委員長又は内申者が必要と認めた資料
- (5) その他必要な資料

(決定)

第7条 第3条第2項各号に規程する事項は、委員会の審議に基づき、場長が決定する。

(秘密の保持等)

第8条 委員会は、目的を達成するため、公正にその任務を行うとともに、秘密を厳守しなければならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議内容を議事録にまとめ、契約の相手方の決定後に議事録の提供を希望する者に対し、行田浄水場において情報提供を行うものとする。なお、入札を取りやめた案件については、入札やり直し後に契約の相手方が決定するなど議事録を公表しても差し支えない時期に提供する。

- 2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 本委員会の審議に使用した資料は前項の期間は保存しなければならない。
- 4 前項の資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2項に規程する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

5 予定価格が財務規程第137条の2に定める額を超える建設工事においては、指名選定理由及び指名業者について、入札終了後（契約の相手方の決定後）、建設工事及び業務委託に係る入札結果等の公表要領第5条に基づき公表する。なお、公表方法は同要領第8条のとおり電子入札共同システムにより行うものとする。

（事務局）

第10条 委員会の事務局は、総務部に置く。

（その他）

第11条 この要綱に定めるほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 埼玉県行田浄水場工事請負等指名業者選定要綱は、平成19年3月31日をもって廃止する。
- 3 この要綱は、平成21年7月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成26年3月27日から施行する。
- 5 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和4年12月27日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年11月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。